

熊本市からの転出や私立学校への転学

「学校給食終了願(様式第2号)」の提出が必要です。

「学校給食終了願」の提出があった日の翌日から起算して3日(休日等を除く)を経過する日以後の給食費の請求を止めます。

※「学校給食終了願」の提出が遅れた場合、
その分学校給食の請求が続くことになりますので、ご注意ください。

入院等により学校給食を食べられない場合

「学校給食停止願（様式第3号）」の提出が必要です。

※年度を超えて停止を継続する場合は、再度提出が必要です。

「学校給食停止願」の提出があった日の翌日から起算して3日（休日等を除く）を経過する日以後の給食費の請求を止めます。

※停止していた学校給食の提供を再開させようとするときは、

「学校給食再開願（様式第5号）」の提出が必要です。

停止する期間がはっきりしている場合は、「学校給食停止願」と

「学校給食再開願」を同時に提出いただくようお願いします。

食物アレルギー等のやむを得ない理由により 学校給食の一部を食べられない場合

「学校給食一部停止願(様式第6号)」の提出が必要です。

※年度を超えて停止を継続する場合は、再度提出が必要です。

※「一部」とは、牛乳、主食類、おかず類であり、

代替食を提供する場合は「停止」ではありません。